

(目的)

第 1 条 この規則は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、花園大学（以下「本学」という。）における公的研究費にかかる物品の購入および製造、役務提供、その他の契約（以下「物品等契約」という。）において、取引先の不適切な行為により、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規則において「取引停止」とは、一般競争入札における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止および随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 最高管理責任者は、業者が物品等契約に係る取引において、別表の「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する不正行為に関与したと認められた場合、当該事象内容に応じて期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容およびその理由、その他必要事項を当該業者へ速やかに通知するものとする。

3 取引停止期間は、3ヶ月以上2年以下とする。

(取引停止期間の特例)

第 4 条 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、再度不適切な行為に関与したと認められた場合における取引停止の期間は、6か月以上2年以下とする。

2 前項のうち、取引停止の期間中に不正行為に業者が関与したと認められた場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

3 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

(指名等の取消)

第 5 条 最高管理責任者は、取引停止措置を講じた業者について、すでに競争入札の指名を行っている場合、あるいは見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すことができる。

(取引停止期間中の下請等)

第 6 条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が本学の契約に係る全部または一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(警告または注意喚起)

第 7 条 最高管理責任者は、取引を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、警告あるいは注意喚起を行うことができる。

(改廃)

第 8 条 本規則の改廃は、学長が研究倫理委員会の意見を聴き、これを行う。

附則

本規則は、2015（平成 27）年 10 月 1 日から施行する。

別表 取引停止の措置要件

区分	措置要件
虚偽記載	本学発注の物品等契約において、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適切であると認められたとき
贈賄	本学の役員、教職員、他機関の職員等に対して行った贈賄が明らかとなったとき

独占禁止法違反行為	本学発注の物品等契約において、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適切であると認められたとき
不正または不誠実な行為	本学が発注した物品等に対し、不正または不誠実な行為をし、相手方として不適当であると認められたとき
契約違反	本学発注の物品等契約に関して、契約に違反する等、契約の相手方として不適当であると認められたとき
その他	上記に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品等契約の相手方として不適当であると認められたとき